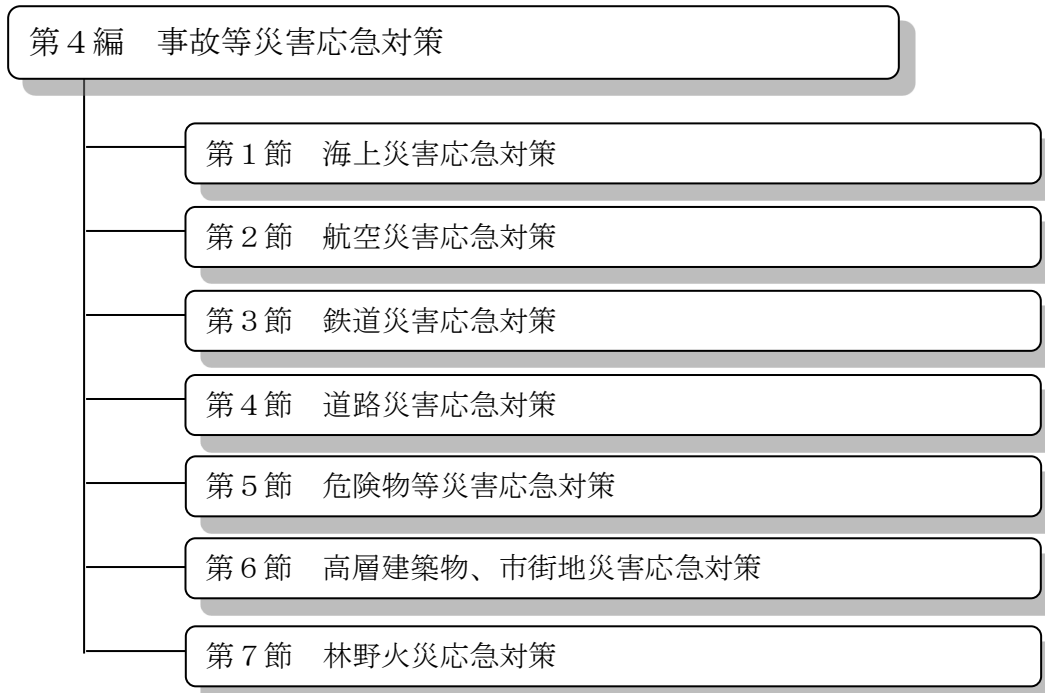


■ 第4編 事故等災害応急対策 ■



第1節 海上災害応急対策

(関係機関: 泉州南消防組合、自衛隊、漁港管理事務所、大阪港湾局、泉佐野警察署、岸和田海上保安署、近畿地方整備局、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合)

関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により大量の油の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

1. 通報連絡体制

【本部運営班】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

(1) 通報系統

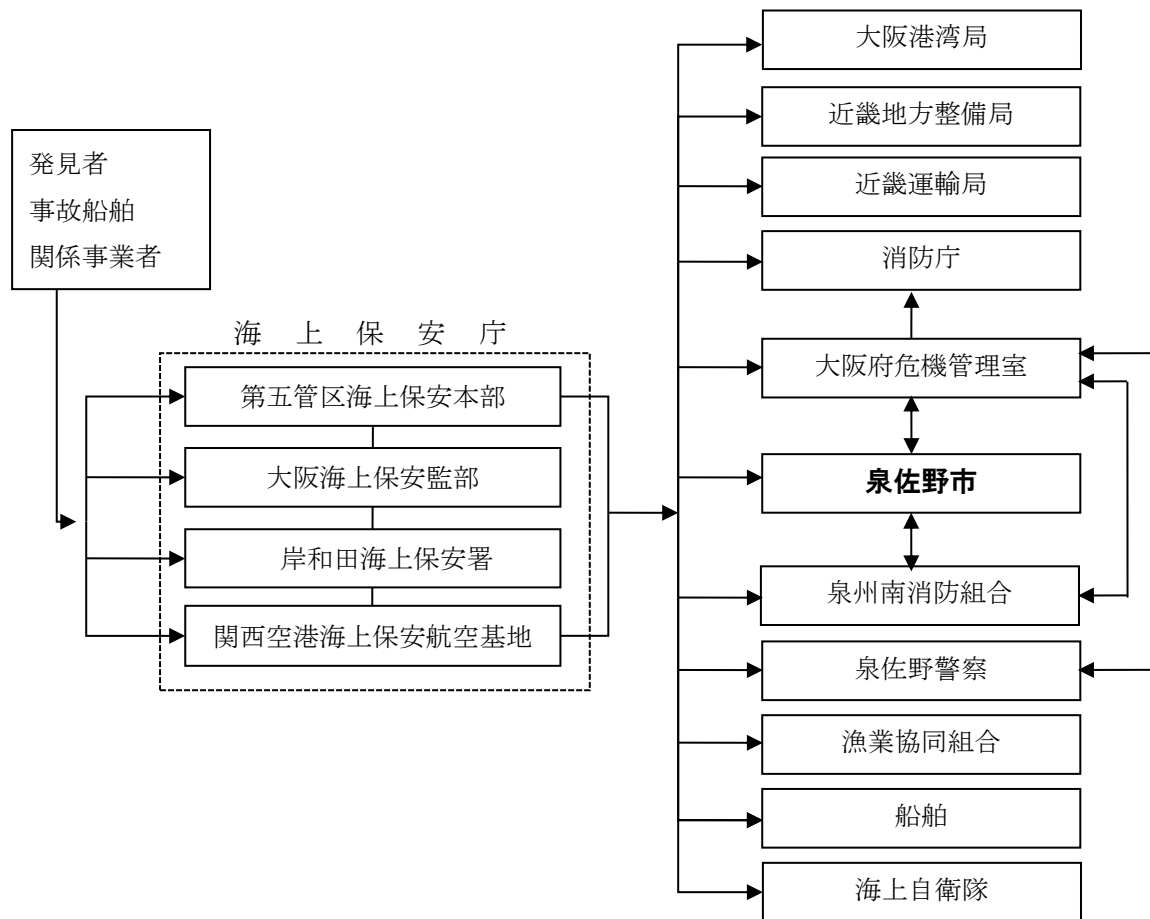


図 通報系統

(2) 通報事項

- ア. 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量、又は、施設名、流出油等の種類及び量
- イ. 事故発生日時及び場所
- ウ. 事故の概要
- エ. 気象、海象の状況

- オ. 流出油等の状況
- カ. 今後予想される災害
- キ. その他必要な事項

2. 災害広報

【本部運営班、機動班】

(1) 船舶への周知

第五管区海上保安本部及び港の管理者等は、流出油等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

沿岸の関係市町等防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

3. 事故対策連絡調整本部の設置

【本部運営班】

ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合、市は、関係機関相互の連絡を緊密にし、さらに、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、知事と協議し、事故対策連絡調整本部を設置する。

(1) 構成及び設置場所

ア. 構成

市、大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、泉佐野警察、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

イ. 設置場所

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

(2) 事故対策連絡調整本部への報告等

次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア. 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ. その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

4. 海上火災

(1) 沿岸に停泊又は航行中の船舶火災対策

沿岸に停泊又は航行中の船舶火災については、岸和田海上保安署が消火活動にあたる。

(2) 係留中の船舶火災対策

係留中の船舶火災については、消防機関が、岸和田海上保安署、泉佐野警察署、大阪水上警察署佐野港派出所その他の協力の元に、次のとおり消火活動、安全対策を行う。

ア. 海上（消防艇）及び陸上（泉州南消防組合）からの消火活動

イ. 危険物取扱施設及び付近住家への延焼防止のため、必要により曳船等の措置

ウ. 消火活動に支障をきたさないための立入禁止区域の設定、付近住民の避難措置

なお、火災が大規模で十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定に基づき関係消防本部の消防車、消防艇、ヘリコプター等の応援を求める。

5. 流出油等対策

【環境衛生班、本部運営班】

(1) 大阪湾における流出油等対策

大量の油等が海上に流出したときは、応急措置義務者（原因者）が応急措置を行い付近にいる者や船舶に対し注意喚起を行うほか、第五管区海上保安本部はその周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の進入禁止措置、避難指示等を行うものとする。

防除活動は、防除措置義務者（原因者）が主体となって行うほか、第五管区海上保管本部、府、市及び防災関係機関等が連携し次の防除作業を実施する。また大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会へ情報伝達を行うものとする。

ア. 避難誘導

イ. 人命救助及び救護作業

ウ. 消化作業

エ. 流出油等の処理作業

オ. 油防除資機材の調達

カ. 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集

なお、泉佐野市と不二製油株式会社との間に海上流出油防除協力協定（昭和50年4月1日）を締結しており、大阪湾に大量の油が流出した場合は、不二製油株式会社に対し流出油防除資機材の提供を要請する。

(2) 佐野漁港（住吉泊地）における流出油対策

佐野漁港（住吉泊地）において油が流出した場合、総合食品加工センター内の企業は、協同してオイルフェンスの展張による流出油の拡散防止、及び油処理剤、油吸着剤等による流出油の除去、並びに流出源の油抜き取り等の防除活動を行うとともに、漁港管理事務所、岸和田海上保安署、泉州南消防組合、泉佐野警察署等関係機関に速報しなければならない。

連絡を受けた市、泉州南消防組合及び泉佐野警察は、警戒区域の設定、火気使用の制限、沿岸住民及び報道機関への広報を行うとともに必要な場合は避難命令を発するなど、陸上での二次災害の防止に努める。

また、岸和田海上保安署は、航行の制限、漁業関係者及び船舶等への広報を行うなど海上の警備にあたる。油が大量に流出し、総合食品加工センター内の企業だけでは処理できない場合又は佐野漁港（住吉泊地）外へ油が流出したときは、関係機関へ速報して応援を求めなければならない。

第2節 航空災害応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、自衛隊、大阪航空局関西空港事務所、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)、日本赤十字社、りんくう総合医療センター、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会)

本計画は、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

1. 範囲

関西国際空港及びその周辺

(関西国際空港島内で災害が発生した場合には、大阪府石油コンビナート等防災計画による。)

2. 航空機事故総合対策本部等の設置

【本部運営班】

関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

また、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)は、必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

(1) 防災関係機関

- ・ 関西空港事務所
- ・ 泉州南消防組合
- ・ 関西空港海上保安航空基地
- ・ 地元医療機関
- ・ 府
- ・ 日本赤十字社大阪府支部
- ・ 泉佐野警察
- ・ 新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)
- ・ 市(地元市町)
- ・ その他必要と認められる機関

(2) 航空機災害対策本部の設置

市長は、必要に応じ、航空機災害対策本部を設置し、情報収集・伝達を行う。

ア. 設置目的

航空機事故により災害が発生した場合は、市長は消防長に災害状況等を報告させ、必要により航空機災害対策本部を設置する。

イ. 設置場所

本部は、市役所に設置する。ただし、災害の規模に応じた応急対策措置を推進するため必要な場合は、適当な場所に移動し設置することがある。

ウ. 本部会議事項

- (ア) 応急対策に関すること
- (イ) 災害復旧に関すること
- (ウ) 配備体制の決定に関すること
- (エ) 自衛隊の派遣要請に関すること

- (オ) 災害救助法の適用に関すること
 - (カ) その他被害に関する重要な事項
- エ. 事務分掌

事務分掌は、「泉佐野市災害対策本部事務分掌」（資料編：2－3）を準用するものとする。ただし、泉州南消防組合の事務分掌については別に定めるものとする。

3. 動員計画

【本部運営班】

航空機災害応急対策の実施についての動員要領は、次のとおりである。

(1) 動員計画

航空機災害応急対策の実施についての職員の動員計画は消防職員を主体とし、一般行政職員については、「泉佐野市災害対策本部配備表」（資料編：2－1）を準用するものとする。ただし、泉州南消防組合の動員計画については別に定めるものとする。

(2) 動員方法

航空機災害対策本部が設置されたときは、各部長は配備体制を整え指揮にあたる。

(3) 非常参集

職員は、勤務時間外に航空機災害の発生を知ったときは、速やかに所定の場所に参集しなければならない。

4. 情報通信連絡及び広報

【本部運営班、機動班】

(1) 情報通信連絡系統

基本経路は別図のとおりとするが、必要に応じ、それぞれの関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

航空機災害の広報については、たえず航空機事故総合対策本部と連絡のうえ、その指示により市民に正確な状況を発表するとともに報道機関にも発表し、又被災者収容所や避難場所等もあわせて広報し、市民が安心して行動できるよう広報活動を実施する。

ア. 広報事項

- (ア) 広報車により災害の状況、市民の避難場所等、状況判断のうえ必要に応じて有効かつ適切な広報を速やかに行うものとする。
- (イ) 災害の状況が把握され次第発表するとともに、引続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表し、記録保存する。

5. 応急活動

【本部運営班、環境衛生班、医療保健班】

(1) 火災防御計画

航空機災害により火災が発生した場合、化学消防車等により消防活動を重点的に実施する。災害の規模等が大で、対処できない場合は、府下消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求める。

(2) 救出救護計画

航空機災害により、市民の生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する救出救護については次のとおりとする。

ア. 救助方法

罹災者の救出は、消防職員等による救助隊を編成し、警察署と協力して行う。

救出者については、名簿等を作成し市災害対策本部に連絡を行うものとする。

イ. 関係機関等への要請

航空機災害が甚大であり、消防機関、警察署、対策本部のみで救助困難な時は、府、泉佐野警察、隣接消防機関、隣接市町、日本赤十字社大阪府支部等関係機関に協力依頼するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣を要請する。

ウ. 医療機関

災害時における医療活動は、必要に応じ避難場所等に救護所を設置し、被災者の救護にあたる。

りんくう総合医療センターは、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）と締結している「航空機事故にかかる医療救護活動に関する協定書」等に基づき、相互に協力し、負傷者に対する医療救護活動を迅速かつ適切に実施するものとする。

(3) 避難計画

航空機災害が発生した場合、危険区域内における住民の生命、身体を災害から保護するため、安全な地域に避難させるための計画は、「第3編・第4章・第1節 避難誘導」を準用するものとする。

(4) 遺体の捜索及び処理埋葬計画

「第3編・第8章・第3節 遺体対策、火葬等」を準用するものとする。

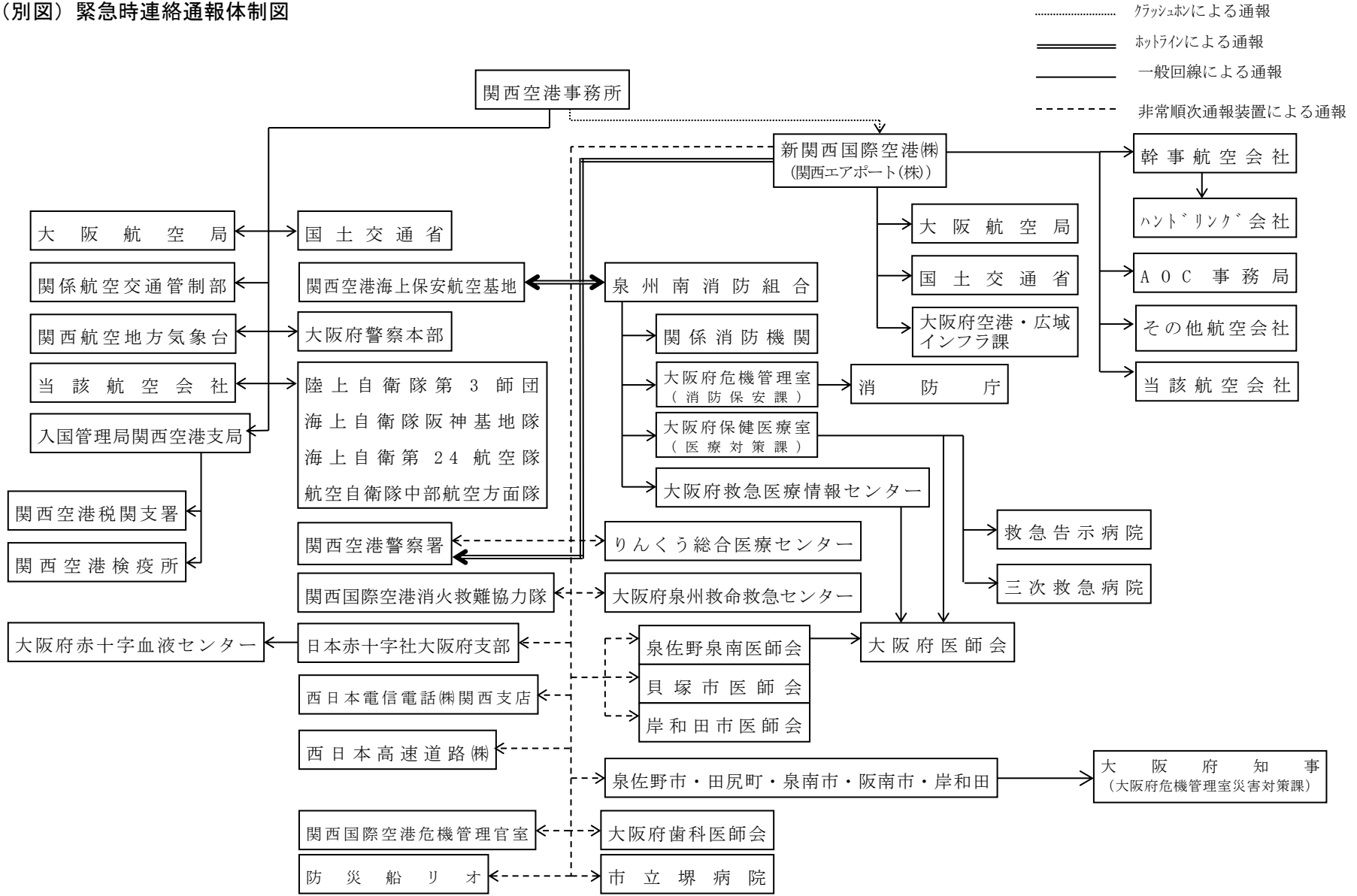
(5) 流出油対策計画

航空機災害により海域に大量の油が流出した場合、「第4編・第1節 海上災害応急対策」に基づく流出油対策により、流出油の拡散防止等の措置を講ずる。

(6) その他

その他の応急対策計画については、第3編の各計画に基づき実施する。

(別図) 緊急時連絡通報体制図



第3節 鉄道災害応急対策

(関係機関: 泉州南消防組合、泉佐野警察署、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

市は、鉄軌道事業者及び府、その他の防災関係機関と相互に連携して、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

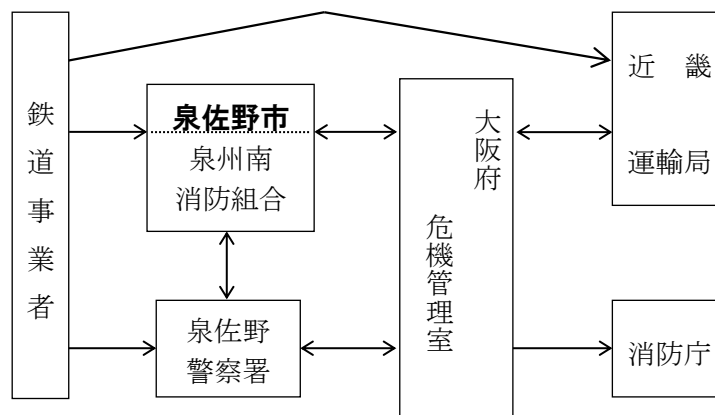
1. 情報収集伝達体制

【本部運営班】

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

(1) 情報収集伝達経路

ア. 鉄道事業者



(2) 収集伝達事項

- ア. 事故の概要
- イ. 人的被害の状況等
- ウ. 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- エ. 応援の必要性
- オ. その他必要な事項

2. 鉄軌道事業者の災害応急対策

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

(1) 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(2) 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

(3) 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(4) 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

(関係機関: 泉州南消防組合、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所)

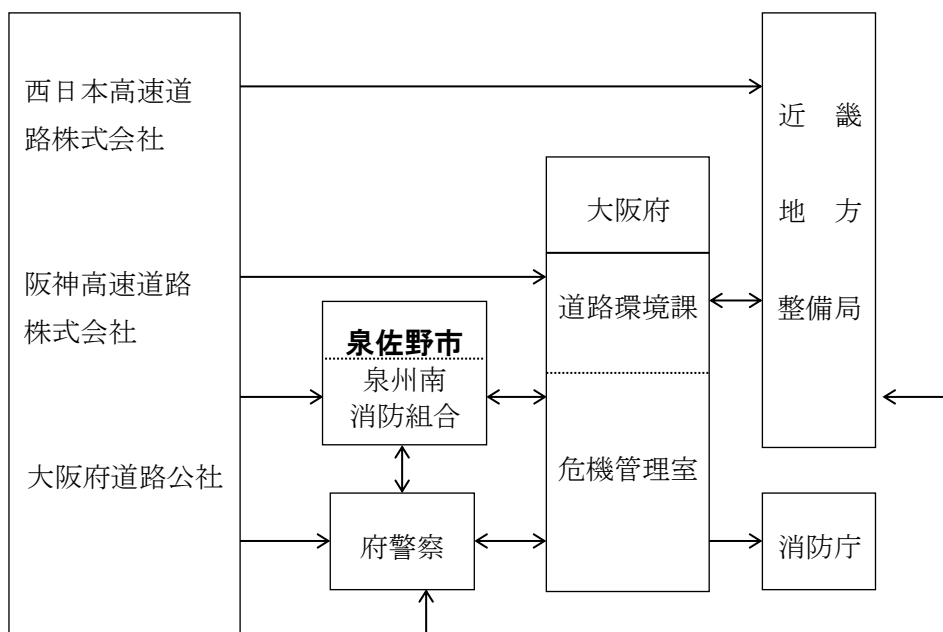
市は、道路管理者及び府、その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1. 情報収集伝達体制

【本部運営班】

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

(1) 情報収集伝達経路



(2) 収集伝達事項

- ア. 事故の概要
- イ. 人的被害の状況等
- ウ. 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- エ. 応援の必要性
- オ. その他必要な事項

2. 道路管理者の災害応急対策

【本部運営班、道路公園班、環境衛生班】

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

(1) 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(2) 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

(3) 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

(4) 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

(5) 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第5節 危険物等災害応急対策

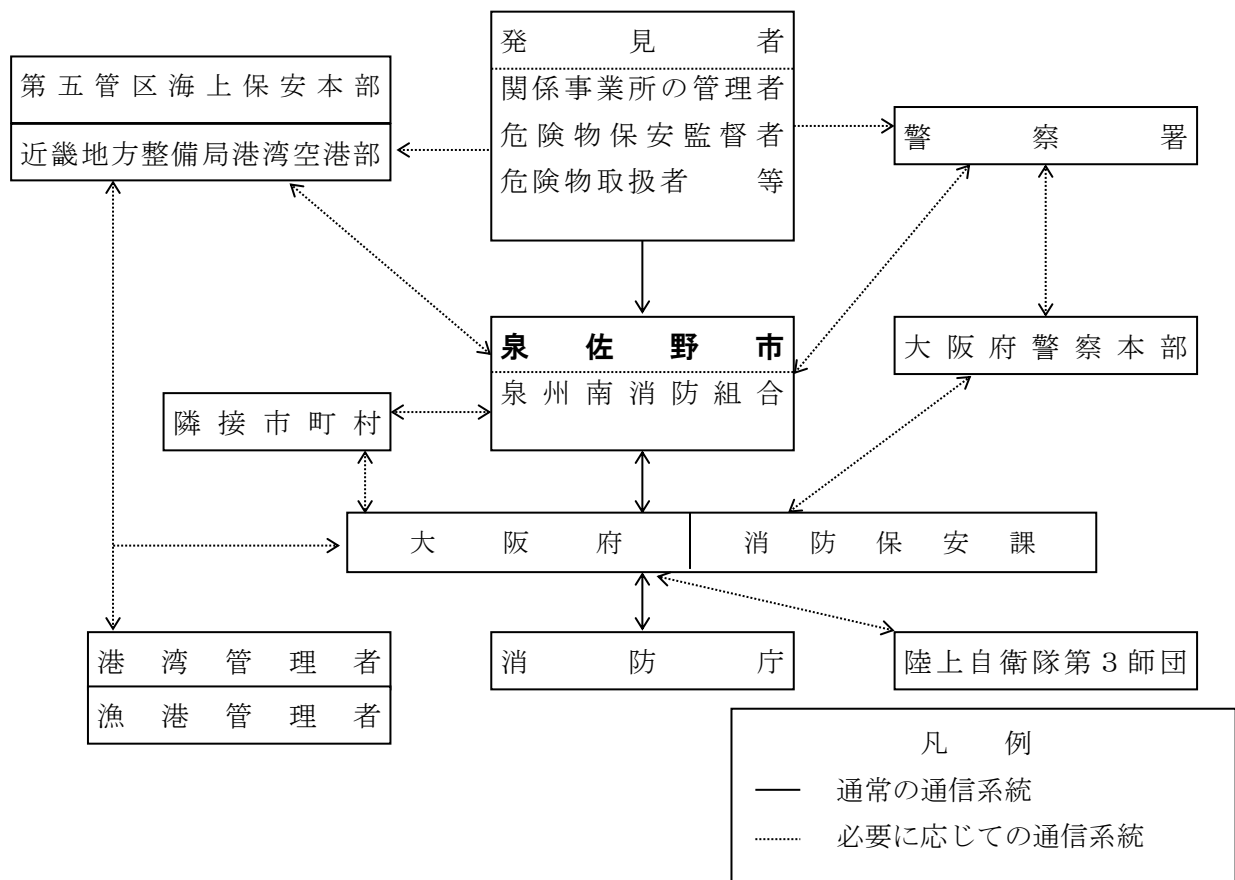
(関係機関: 泉州南消防組合、泉佐野警察署、自衛隊、近畿地方整備局、大阪府LPガス協会)

市及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

1. 危険物災害応急対策 【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



(2) 関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。

(3) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ア. 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- イ. 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
- ウ. 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立

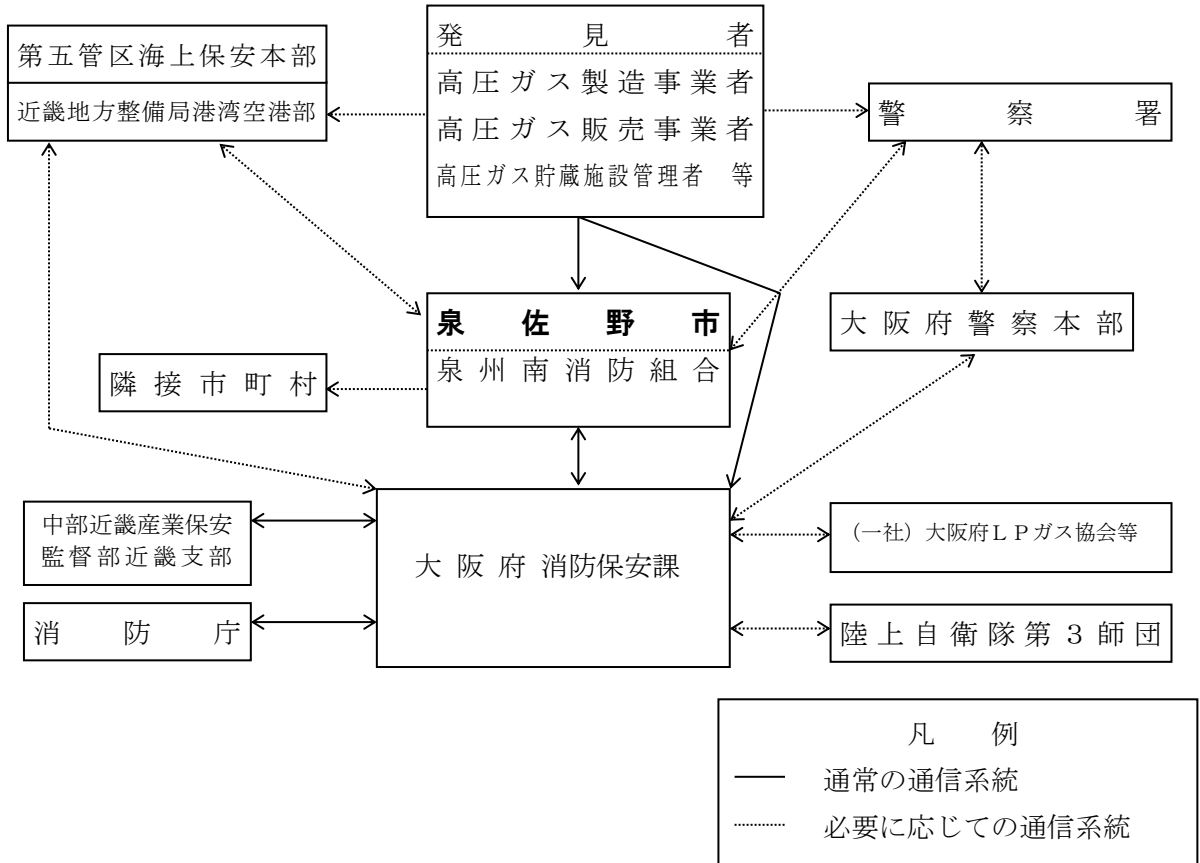
(4) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2. 高圧ガス災害応急対策

【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



(2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

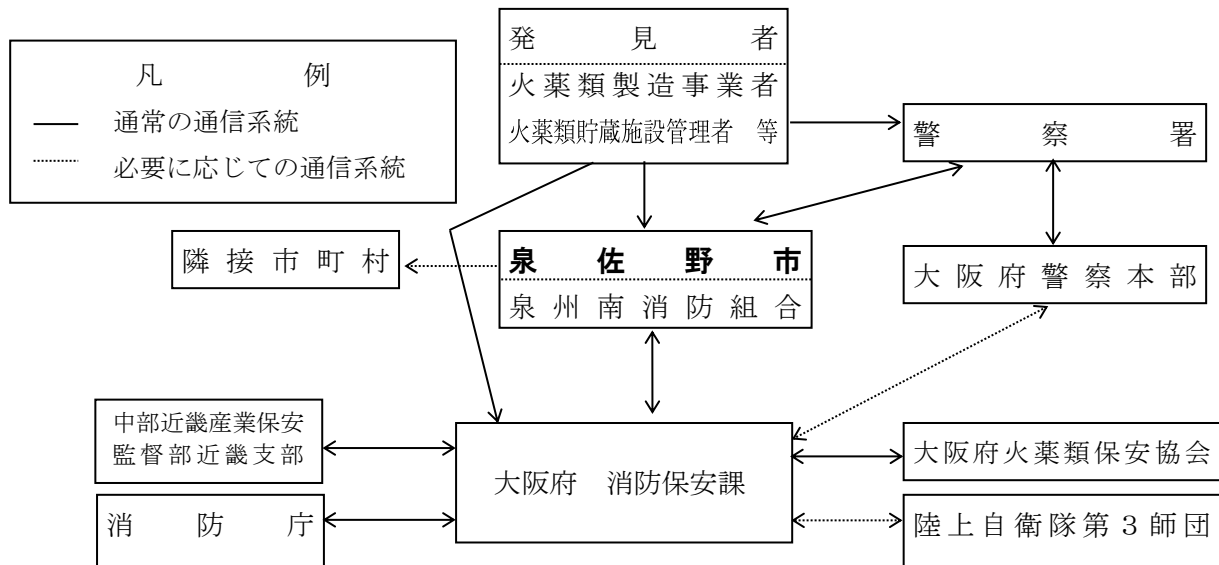
(3) 関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

3. 火薬類災害応急対策

【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



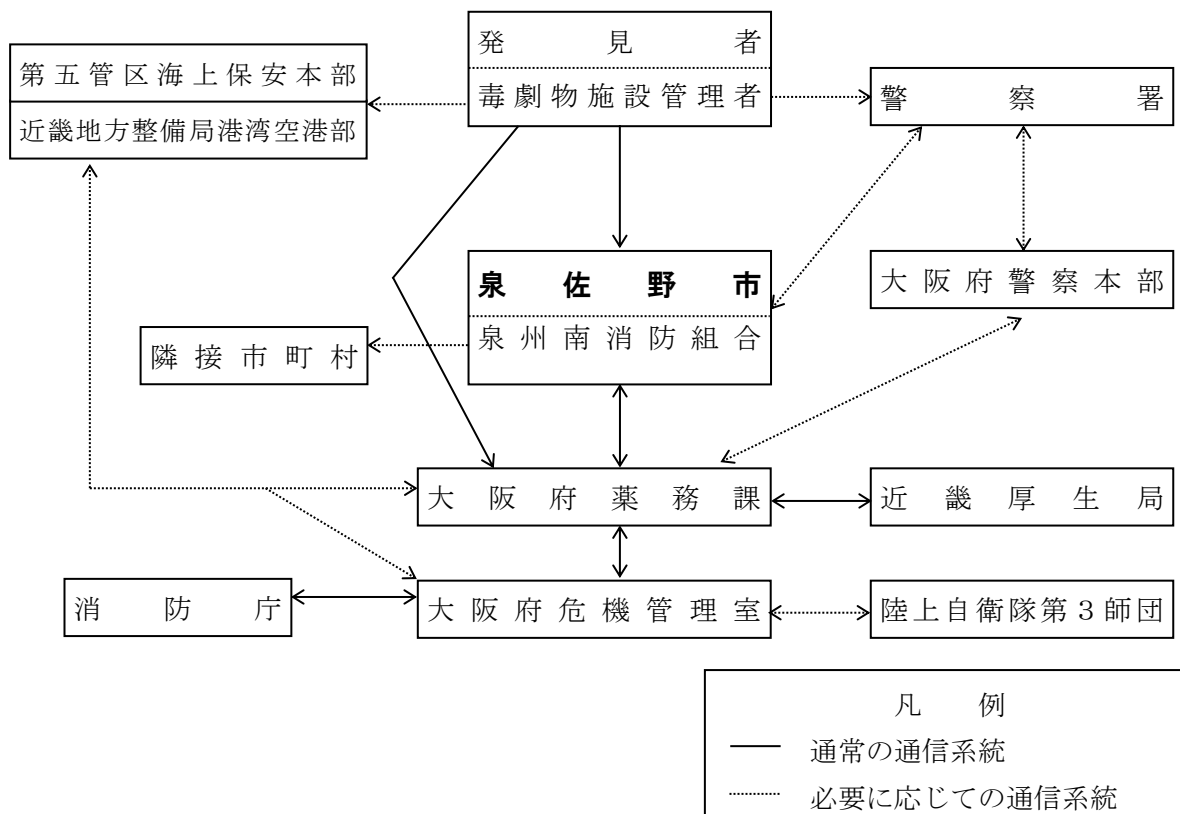
- (2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (3) 関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

4. 毒物劇物災害応急対策

【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



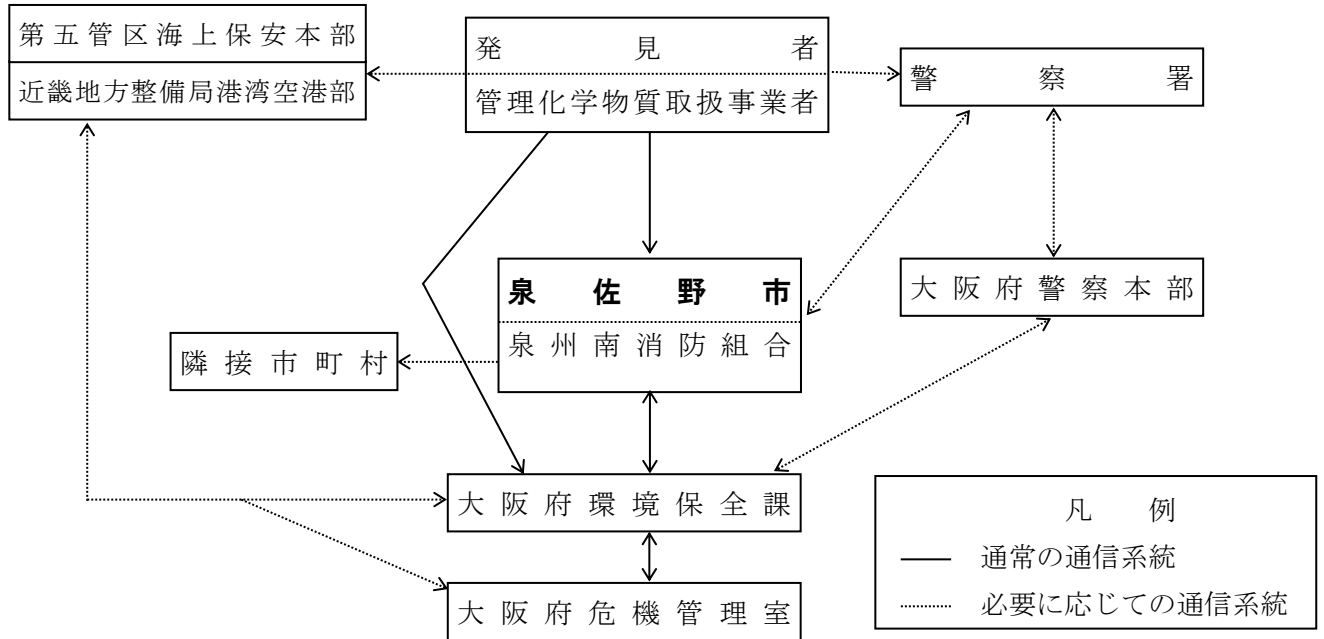
(2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

5. 管理化学物質災害応急対策

【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



(2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(3) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

(関係機関: 泉州南消防組合、泉佐野警察署、自衛隊、大阪管区气象台、大阪ガスネットワーク株式会社、大阪府LPガス協会、自主防災組織)

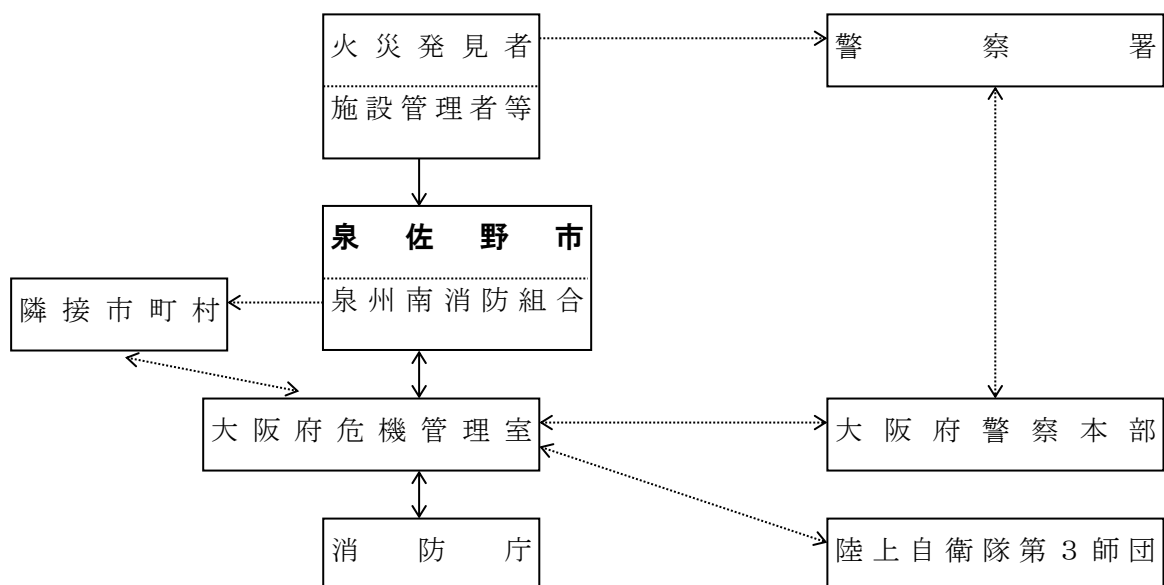
高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

市は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1. 通報連絡体制

【本部運営班】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



凡 例
 — 通常の通信系統
 必要に応じての通信系統

2. ガス漏洩事故

【本部運営班】

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

- ア. ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社（都市ガスの場合）、又は、一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。
- イ. 大阪ガスネットワーク株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社等に連絡する。

3. 火災等

【本部運営班】

(1) 火災の警戒

ア. 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

イ. 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

ウ. 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用の制限に従う。

エ. 住民への周知

市は、市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

(2) 消火・救助・救急

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- ア. 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- イ. 活動時における情報収集、連絡

■ 第4編 事故等災害応急対策 ■
第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

- ウ. 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- エ. 高層建築物、地下街等の消防用設備の活用
- オ. 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- カ. 浸水、水損防止対策

4. 広域応援体制

【本部運営班】

市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

第7節 林野火災応急対策

(関係機関: 泉州南消防組合、泉佐野警察署、自衛隊、泉州農と緑の総合事務所、大阪管区气象台、泉佐野市林業振興協議会、消防団、自主防災組織)

市及び関係機関は、大規模な火災が発生した場合には相互に連携を図り、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。

林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図るものとする。

1. 火災通報等

【本部運営班】

(1) 通報基準

市は、火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- ア. 焼損面積5ha以上と推定される場合
- イ. 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ウ. 空中消火を要請する場合
- エ. 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 通報連絡体制

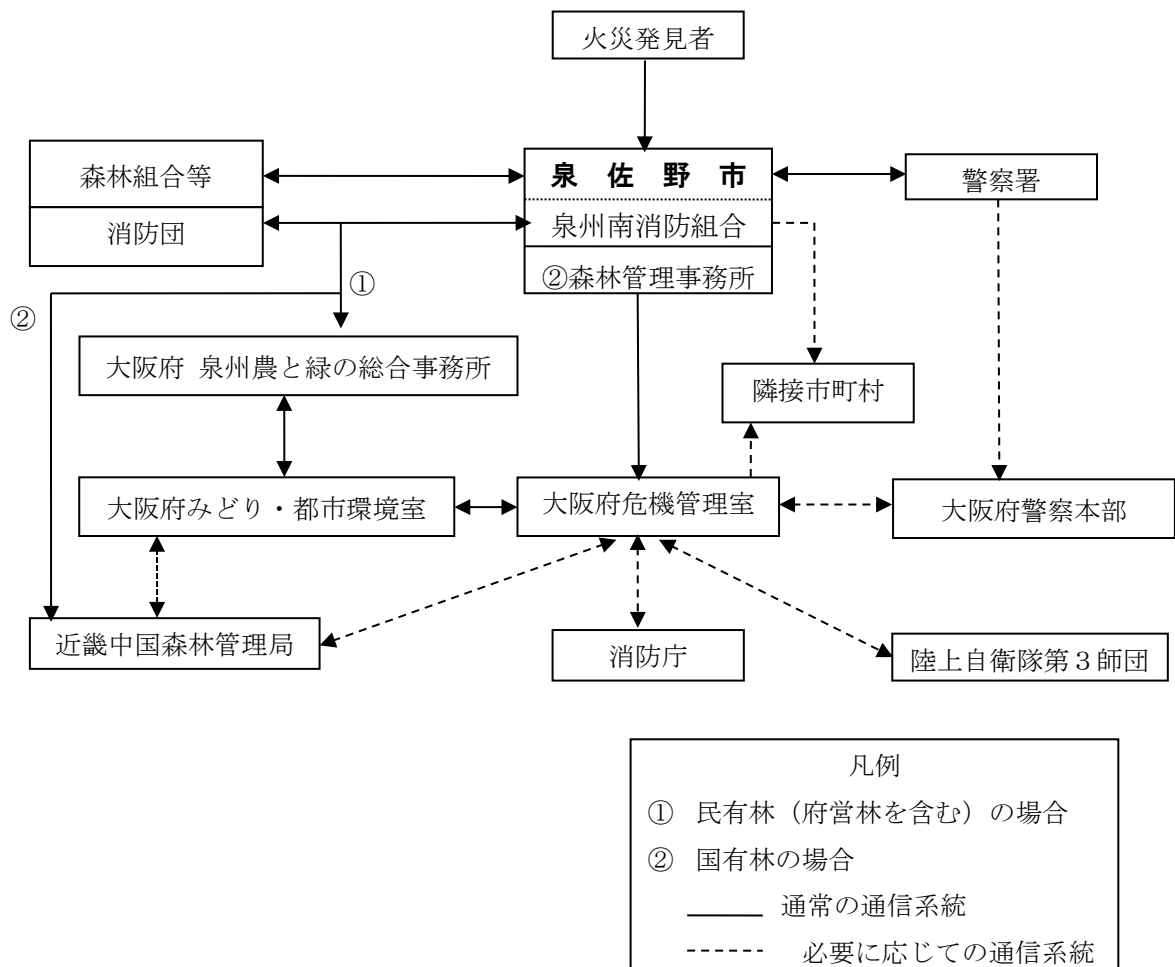


図 伝達経路

2. 活動体制

【本部運営班、農水班】

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防御活動を行う。

(1) 組織体制

- ア. 現地指揮本部の設置
- イ. 市現地対策本部の設置
- ウ. 市林野火災対策本部等の設置
- エ. 災害対策本部の設置

(2) 活動内容

市及び消防機関は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- ア. 林野火災発生のお知らせがあった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、泉佐野警察等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。
- イ. 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- ウ. 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。

(3) 応援体制の整備

ア. 航空消防応援協定

林野における火災は、全般的に地理的条件が悪く、消防活動は極めて困難である場合が多いため、必要がある場合は航空消防応援協定に基づき、ヘリコプターを情報の収集、作戦指揮、初期消火等の林野火災の立体的消火作戦に活用する。

イ. 阪和林野火災消防相互応援協定

林野における火災は、非常に広域的で、市単独では十分に対処できないと判断するときは、阪和林野火災消防相互応援協定に基づき、関係市町村は相互に情報交換を行うとともに消防活動の連携を図る。

ウ. 現地対策本部の設置

- (ア) 隣接市町村等に応援要請を行った場合、発災地に現地対策本部を設置する。
- (イ) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等を編成する。
- (ウ) 警戒区域、交通規制区域を指定する。
- (エ) 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請について検討する。

3. 火災の警戒

【本部運営班、農水班】

(1) 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区气象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 火災警報

市は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用の制限に従う。

(4) 住民への周知

市は、市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

■ 第4編 事故等災害応急対策 ■
第7節 林野火災応急対策